

人 愛 幸せを求めて ③

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

企業と人権

企業は社会を構成する一員です

これまで、科学技術の進歩とともに、大量の商品やサービスが提供され、便利で快適な生活がもたらされました。とすれば経済活動が優先され、人権や環境、暮らしの安全などがおろそかにされてきました。最近、それらを見直すとする動きが、国内はもとより、世界でも急速に広がってきました。

企業は、取引先や消費者、地域の住民など、多くの人々とかかわり、社会にとってかけがえのない存在です。つまり、企業も社会を構成する一員として、社会の利益と発展に貢献することで、「企業市民」としての社会的責任を果たすことが求められています。

そのためには、企業全体で人権尊重について取り組む姿勢を共有することが必要です。安全で環境にやさしい商品の提供、プライバシー

シートの保護、安全で働きやすい職場づくり、地域社会との関係を深めるボランティア活動、また、店舗のバリアフリー化（段差や仕切りなどの障壁がないこと）やユニバーサルデザイン（全ての人が使いやすい設計）を取り入れた製品などは、全ての人々の立場に立ち、今までにない商品やサービスを開発・提供することができ、企業の活性化・生産性の向上へとつながります。

人を大切にする企業の活動は、社会を豊かにし、同時に社会から信頼と共感を受けて、企業の発展へつながっていきます。

人が伸び、企業が伸びるために、人権意識をさらに高めていきたいと思います。

（人権啓発広報編集委員会）



人権標語

(市民の作品)

守る人権 なくす差別 しない偏見 作るみんなの住みよい社会

介護保険

《認定証の更新を》

次の減額認定証は、今月30日(木)が有効期限です。更新の手続きをしましょう。

訪問介護利用者負担の軽減

65歳になる前に障害があり、訪問介護(ホームヘルプサービス)を利用していた人、または特定疾病による40歳以上65歳未満の要介護認定を受けた人で、所得税非課税世帯の人は、利用料の10%負担を3%に軽減します。



社会福祉法人利用者負担の軽減

世帯の収入が、120万円以下の人で、社会福祉法人が行う特別養護老人ホーム入所、訪問介護、通所介

護、短期入所サービスなどの介護サービスを利用する場合、利用者負担を半額に軽減します。



介護保険・福祉・保健サービス利用の手引き

高齢者が安心して暮らせるためのガイドブック2005(平成17)年度版ができました。

高齢者福祉課、サン・シブラザ、各支所のほか、市内の在宅介護支援センター、介護保険事業所にありますので、ご利用ください。



問い合わせ先 高齢者福祉課

(☎0848676240)

(FAX 0848642130)